

群馬県動物の愛護及び管理に関する 条例が改正されます(令和6年度から)

群馬県では、人と動物との調和のとれた共生社会を目指すため、条例の一部改正を行います。
主な改正内容は以下のとおりです。
※前橋市・高崎市は本条例の適用外(一部を除く)で、各市の条例が適用されます。

令和6年10月1日～

飼い主等の4つの努力義務が規定されます



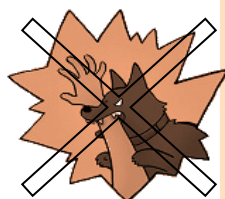
適正な頭数の飼養・保管

多頭飼育問題の解消等に向け、飼い主が飼える動物の頭数の適正化を推進します。



飼い犬の社会化

飼い犬が周辺環境に適用できるようなしつけや飼い主の制止に従うトレーニングを飼い主が行うことを明らかにします。



飼い猫の屋内飼養

周辺環境の保持やみだりな繁殖防止等のため、飼い猫の屋内飼養を推進します。



地域猫活動の取組内容

地域猫活動 *が各地域で円滑に進むよう、活動の取組内容を明文化します。

* 地域猫活動とは、活動に取り組む地域住民が周辺住民等の十分な理解の下、飼い主のいない猫に餌やり、糞尿管理、繁殖防止等を行って周辺環境の悪化を防ぐ自主的な活動

各種手数料が改定・新設されます(令和6年4月1日～)

○犬又は猫の引取り	生後60日以上	1頭につき 2,000円→	4,000円
	生後60日未満	// 600円→	1,200円
○疾病又は負傷で 收容した猫の返還	1頭につき ※ 2日目以降は、1日につき400円加算		4,000円
○再交付 (第一種動物取扱業登録証 特定動物の飼養・保管許可証)	1件につき		1,100円

お問い合わせ先

群馬県 健康福祉部
食品・生活衛生課 動物愛護・共生推進係
〒371-8570 前橋市大手町1-1-1
<電話> 027-226-2442 <メール> shokuseika@pref.gunma.lg.jp



詳しくはこちら▶

